

女性の参画加速プログラムに関する施策の評価等について

(施策名) (3)公務員 (国、地方公共団体) ①【柔軟な勤務態勢の推進】②【働き方の見直し】

1 主な施策の取組状況及び評価

(取組状況)

- 平成 19 年 8 月に、育児のための短時間勤務制度を導入した。
- 平成 18 年 4 月に、育児を行う職員への早出遅出勤務の対象を拡大し、放課後児童クラブの出迎えについても適用することとした。
- 仕事と育児・介護の両立を支援する制度を紹介するリーフレットを作成・配付し、人事院ホームページにおいても掲載（平成 16 年度～）。
- 「育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」を平成 21 年 3 月に改正するとともに、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を毎年開催。
- 「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」報告書を平成 20 年 7 月にとりまとめた。
- 平成 21 年 2 月に、「超過勤務の縮減に関する指針」を改訂し、超過勤務の上限の目安がなかった他律的な業務の比重の高い部署について、新たに「1 年につき 720 時間」をその当面の目安として設けること等を定めた。

(評価)

仕事と育児・介護の両立を支援する制度の活用推進のために、リーフレットやホームページにて周知を図った。特に、平成 20 年度においては、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、男性職員向けのリーフレットの作成・配付を行った。

また、職員のニーズに合わせて、育児休業、育児短時間勤務等が活用されるよう、制度の周知や利用モデルの提示を行うため、「育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」を平成 21 年 3 月に改正し、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務の活用、短時間勤務とテレワークの併用、超過勤務の縮減など、各府省人事当局が、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する環境整備を一層推進することを定めた。

その他、職員の両立支援を着実に推進するため、各府省人事担当者を対象に、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を毎年開催し、各府省における環境整備の取組状況、両立支援制度の利用状況等に関する情報提供を行った。

2 今後の方向性、検討課題等

職員のニーズに合わせて両立支援制度が活用されるよう、今後も制度の周知を徹底し、環境の整備を一層推進する。

3 参考データ、関連政策評価等

一般職の国家公務員の育児休業制度等について

	育児休業 (育児休業法第3条)	育児短時間勤務 (育児休業法第12条)	育児時間 (育児休業法第26条)	介護休暇 (勤務時間法第20条)
概要	職員が子を養育するため休業することを認める制度	職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする、育児のための短時間勤務を認める制度	職員が子を養育するため1日2時間まで勤務しないことを認める制度	職員が、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことができる制度
期間	子が3歳に達するまで	子が小学校就学の始期に達するまで (1月以上1年以下の期間)	子が小学校就学の始期に達するまで	職員が要介護者を2週間以上介護する場合において、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、休暇開始日から連続する6月以内の期間
内容	1日すべて休業	職員が次の勤務の形態及び勤務時間帯等を選択して勤務 ・週5日、1日3時間55分勤務 ・週5日、1日4時間55分勤務 ・週3日、1日7時間45分勤務 ・週3日のうち、2日を7時間45分、1日を3時間55分勤務	30分単位で、1日につき2時間まで (勤務時間の始め又は終わり) ※保育時間を取る場合は、合計で2時間まで	1日又は1時間 (勤務時間の始め又は終わり) 1時間を単位とする場合は1日に4時間まで
回数	・原則として1人の子について1回 ・特別の事情があれば再度取得も可	・前回の育児短時間勤務の終了日から1年を経過していれば、再度の取得も可 ・特別の事情があれば1年を経過しなくとも再度の取得も可	回数の制限はない	—
延長	・原則1回延長できる ・特別の事情があれば再延長も可	子が小学校の就学の始期に達するまで可	—	—
給与	無給	俸給月額及び職務関連手当(俸給の調整額等)は勤務時間数に応じた額、生活関連手当(住居手当等)は全額支給	取得時間数によって減額される	取得時間数によって減額される
育児休業中の経済的援助	育児休業手当金(共済)標準報酬の日額又は雇用保険給付相当額のいずれか低い額の50%を子が1歳未満まで(財務省令で定める場合に該当するときは1歳6月まで)支給	—	—	介護休業手当金(共済)全日勤務しない最初の3月の介護休暇期間1日につき共済より標準報酬日額の40%を支給
取得状況	・平成19年度に新たに育児休業を取得した職員は、3,238人(男性108人、女性3,130人) ・育児休業の取得状況は、男性1.3%、女性96.2% ※「取得状況」とは、平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する平成19年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合をいう。	・平成19年度(平成19年7月～)に新たに育児短時間勤務をした職員は、142人(男性7人、女性135人)	・平成19年度に新たに育児時間を取得した職員は、862人(男性34人、女性828人)	・平成18年度に介護休暇を取得した職員は、227人(男性89人、女性138人)